

一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会 旅費、謝金ならびに報酬に関する規則

2020年3月11日 理事会決定

2020年7月1日 一部変更

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会（以下「本法人」という。）の役職員ならびに国際物理オリンピック 2023 組織委員会（以下「組織委員会」という。）の依頼による活動（以下「本法人活動」という。）を行う者に対する旅費、謝金、報酬について定める。

(旅費（交通費及び宿泊費）)

第2条 本法人活動のための旅費（交通費及び宿泊費）は、本法人活動を行った者の精算請求に基づいて、第4条で定める旅費算定基準に照らし合わせて経済的かつ効率的な経路と方法について支給する。なお、経済的かつ効率的な経路と方法以外での旅行の場合、原則として、その経済的かつ効率的な経路と方法での旅費の金額までを打ち切り支給する。

2 本法人活動を行った者に旅費を支給する区分は、別表第1のとおりとする。

(旅費精算書)

第3条 旅費（交通費及び宿泊費）の精算請求に際して、本法人活動を行った者は所定の様式（書式1 旅費精算書）に用務先、用件（会議等打合せの場合には、議事録等の写しでも可能）、経路区間、交通機関の種別、金額その他必要な事項を記載して必要書類とともに提出する。

2 経路区間は、起点を勤務先または自宅の最寄り駅とし、用務先の最寄り駅等までとする。

3 本法人活動と異なる活動が本法人活動の前後に加わるときは、本法人活動に関わる部分の移動に関してのみ支給する。

4 旅費（交通費及び宿泊費）の精算に係る全ての領収書の宛先名は、本法人名とする。

(旅費算定基準)

第4条 支給する旅費（交通費及び宿泊費）は、次項から第4項までに定めるところによる。なお、外国旅行の場合、特に定めがないときはこれらを準用する。

2 鉄道、バス、航空機、船舶の運賃

(1) 経路区間の移動（往復）に要する乗車券等の実費を支給する。

(2) 起点と用務先までの最短距離が2km以上の場合から旅費を支給する。

(3) 利用する交通機関は、最も経済的な経路と方法によるものとする。ただし、季節・曜日により料金が変動する場合は、その季節・曜日における最も安価な料金により計算する。

(4) 特別急行料金は1区間・1列車毎に100km以上、普通急行料金は同じく50km以上の場合に限り支給する。ただし、限られた日程の中で効率的に本法人活動を遂行する必要がある場合であって、本法人代表理事が適当と認めたときには、1区間・1列車毎に100km未満でも、領収書を提出することをもって特別急行料金を支給することができる。

(5) JRで片道営業キロが601km以上の区間を往復乗車する場合は、往復割引乗車券を利用するものとする。

(6) 旅費算定の根拠書類として、Webサイト路線情報を添付するものとする。

(7) 航空機の利用は、原則として首都圏と北海道・四国・九州の各地方の間を移動する場合とし、本法人活動の用務の開始時刻や終了時刻などから止むを得ない場合等に限る。また、原則として割引

運賃で利用するものとする。なお、JR等による旅程で最も経済的な経路と方法の場合の旅費以上は支給しない。

- (8) 航空運賃領収書と搭乗半券等については、旅費精算書とともに提出する。
- (9) タクシー利用については、手持ちによる持参以外に方法の無い大きな荷物がある場合及び公共交通機関が著しく不便な場合等、利用が止むを得ない合理的な理由がある場合に限り認めることができる。なお、タクシーを利用した場合、領収書及び行程・理由を旅費精算書に添付して提出する。

3 日当

- (1) 日当の額は、別表第2による。
- (2) 日当は、本法人活動で移動する際に支給することができる。ただし、謝金が支払われる場合は、日当は支給しないものとする。
- (3) 日当のうち、半額を昼食代相当に、残り半額を諸経費とみなし、1日単位で支給する。
- (4) 諸経費とみなしている部分には、宿泊場所と用務地間の旅費（交通費）が含まれる。
- (5) 昼食が支給される場合は、日当のうち半額のみ支給する。
- (6) 日帰り出張等で片道100kmを超える場合は、全額支給する。
- (7) 日帰り出張等で片道40km以上から100km未満の場合は、定額の2分の1以内において支給する。
- (8) 日帰り出張等で片道40km未満の場合は、定額の3分の1以内の支給を可能とする。

4 宿泊費

- (1) 宿泊費の額は、別表第3による。
- (2) 本法人活動の用務の開始時刻または終了時刻により宿泊が必要となる場合には、宿泊費を支給する。
- (3) 宿泊の領収書は、旅費精算書に添付して提出する。
- (4) 本法人（組織委員会を含む。）が主催する日本大会（以下「日本大会」という。）に参加する各国代表選手（生徒）または各国引率役員（以下「代表選手等」という。）の日当及び宿泊費（以下「宿泊費等」という。）は、国内旅費に準ずる。
- (5) 日本大会に参加する代表選手等、主催国スタッフ、採点要員、またはサポート学生等の宿泊費について、宿泊施設にその料金を一括して支払う場合（旅行業者を通じて支払う場合を含む。）は、別表第3の支給区分を積算単価の参考とする。

（支払方法）

第5条 旅費（交通費及び宿泊費）の支払方法は、原則として、本人名義の銀行口座への振込みとする。

2 旅費発生1回につき往復交通費が3,000円未満の場合は、9月末日及び3月末日に合算して振込むものとし、1回の往復交通費が3,000円以上の場合は、旅費精算書提出月末締めで翌月末払いとする。

（謝金）

第6条 本法人活動に係る謝金については、別表第4により支払うことができる。実際の支給額及び支給の対象となる活動は、各年度に理事会で決定する。

（役員報酬等）

第7条 役員（理事及び監事）は、その在任中、旅費以外の謝金及び報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

（規則の変更）

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附 則

- 1 この規則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は 2020 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

支給区分	左欄の支給区分に相当する者
本法人の役員又は組織委員会委員及び専門委員	<p>本法人の役員以外の者は、以下のとおり。</p> <p>1. 大学、大学共同利用機関、文部科学省の施設等機関のうち科学技術・学術研究を行う機関、及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に所属する長、教授職又は教授職相当の者</p> <p>2. 前1にある大学等の職にあった者</p> <p>3. 前1～2に示す職に相当するものとして、会長が認める者</p>
職員または本法人活動を行う者	<p>本法人の職員以外の者は、以下のとおり。</p> <p>4. 前1にある大学等で、准教授、講師、助教の職及びその他の職員</p> <p>5. 前4にある大学の職にあった者</p> <p>6. 前4～5に示す職に相当するものとして、会長が認める者</p>
その他学生等	本法人活動を行う学生、高校生及び大会運営に伴う協力者

別表第2（第4条第3項関係）

支給区分	内国旅行の日当 (1日につき)	外国旅行の日当 (1日につき)
本法人の役員又は組織委員会委員及び専門委員	3,000 円	A 地方 7,600 円、B 地方 5,300 円
職員または本法人活動を行う者	2,400 円	A 地方 6,200 円、B 地方 4,300 円
その他学生等	1,700 円	該当なし

別表第3（第4条第4項関係）

支給区分	内国旅行の宿泊費 (1夜につき)	外国旅行の宿泊費 (1夜につき)
本法人の役員又は組織委員会委員及び専門委員	14,000 円	A 地方 23,600 円、B 地方 16,300 円
職員または本法人活動を行う者	11,400 円	A 地方 19,100 円、B 地方 13,200 円
その他学生等	8,700 円	該当なし

備考1： 別表第3の宿泊費の金額については、国家公務員等の旅費に関する法律に規定する「別表第一：内国旅行の旅費（第二十条—第二十四条、第二十七条、第二十八条関係）」を参照して定めるものである。

なお、この金額により難しい場合は、減額調整も含めて、その都度理事会において決定する。

備考2： 別表第3のA地方及びB地方とは次のとおりとする。

A地方	国・地域	北米	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
		欧州	ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、モルドバ及びロシアを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
		中近東	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	都市	シンガポール、モスクワ、アビジャン	
B地方	A地方以外の国・地域及び都市		

別表第4(第6条関係)

種別	内容	基準金額 (税別)
講演謝金	講演における謝金 1日1回当たり	卓越した識者： 50,000円 上記に準ずる者： 30,000円
運営業務謝金	大会運営業務における専門業務謝金1日当たり	卓越した専門家： 50,000円 創造的な専門家： 30,000円 上記に準ずる者： 20,000円
	大会運営業務における一般業務謝金1日当たり	責任者： 15,000円 上記に準ずる者： 10,000円
会議出席謝金	組織委員会(含む専門委員会)及び本法人活動に係る会合出席の謝金：1日当たり1時間を超える場合ただし、 <u>小委員会委員に限る</u> (理事、職員、組織委員会委員、3専門委員会からの分属委員は除く)。	10,000円
問題作成謝金	主に試験問題の作成を行う謝金(1問題当たり)	30,000円
	試験問題の作成に関与した謝金(1問題当たり)	10,000円
審査謝金	採点討議、試験監督、答案採点における謝金(1日当たり3時間を超える場合)	モデレーター： 50,000円 監督・マーカ： 20,000円
審査協力謝金	試験監督補助、採点事務補助等における謝金	10,000円

備考1： 別表第4の謝金の基準金額により難しい場合、若しくは別表第4以外の業務で謝金を支払う場合は、その都度理事会において決定する。

備考2： 別表第4の問題作成謝金において、科学委員会委員または専門委員が5問題を作成した場合は、その委員ごとに年間で50,000円を支給する。また、主担当で試験問題の作成に関与した委員には、1問題当たり30,000円を支給する。